

新旧対照表(入札説明書)(令和5年4月25日)

	頁	新	旧
1	5	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(1) 応募グループの構成等</p> <p>応募グループは、本事業に係る設計業務を担当する者(以下「設計企業」という。)、建設業務を担当する者(以下「建設企業」という。)、工事監理業務を担当する者(以下「工事監理企業」という。)を構成員に含む複数の企業から構成されるグループとし、応募グループは(様式 2-8)に定める応募グループ協定書を提出すること。<u>なお、設計業務、建設業務、工事監理業務のそれぞれの業務を担当するのは1者のみとし、複数者で業務に当たることはできないものとする。</u></p>	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(1) 応募グループの構成等</p> <p>応募グループは、本事業に係る設計業務を担当する者(以下「設計企業」という。)、建設業務を担当する者(以下「建設企業」という。)、工事監理業務を担当する者(以下「工事監理企業」という。)を構成員に含む複数の企業から構成されるグループとし、応募グループは(様式 2-8)に定める応募グループ協定書を提出すること。(追記)</p>
2	6	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(1) 応募グループの構成等</p> <p><u>構成企業について、市内に本店を有する者を含むよう努めること。</u>また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結するよう努めること。</p>	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(1) 応募グループの構成等</p> <p><u>代表企業、構成企業いずれかにおいて、市内に本店を有する者を2者以上含むよう努めること。</u>また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結するよう努めること。</p>
3	8	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(3) 各業務に当たる者の資格要件</p> <p>設計企業</p> <p>カ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、設計企業又は下請人が行う電気設備工事の設計に係る<u>主任担当技術者</u>を専任で</p>	<p>第3 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 応募グループの備えるべき参加資格要件</p> <p>(3) 各業務に当たる者の資格要件</p> <p>設計企業</p> <p>カ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、設計企業又は下請人が行う電気設備工事の設計に係る<u>主任技術者</u>を専任で配置することがで</p>

頁	新	旧
9	<p>配置することができること。 (略)</p> <p>キ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、設計企業又は下請人が行う機械設備工事の設計に係る主任担当技術者を専任で配置することができること。 (略)</p> <p>工事監理企業</p> <p>カ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、工事監理企業又は下請人が行う電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者を専任で配置することができること。 (略)</p> <p>キ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、工事監理企業又は下請人が行う機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者を専任で配置することができること。 (略)</p>	<p>きること。 (略)</p> <p>キ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、設計企業又は下請人が行う機械設備工事の設計に係る主任技術者を専任で配置することができること。 (略)</p> <p>工事監理企業</p> <p>カ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、工事監理企業又は下請人が行う電気設備工事の工事監理に係る主任技術者を専任で配置することができること。 (略)</p> <p>キ 次のA)からB)の全ての要件を満たす、工事監理企業又は下請人が行う機械設備工事の工事監理に係る主任技術者を専任で配置することができること。 (略)</p>